

内閣総理大臣 殿

東京都知事 殿

請 願 書

公益社団法人日本プロボウリング協会は正会員日置秀一氏に対し令和7年7月1日から3年間の資格停止処分をしましたが、この処分は、表現の自由（日本国憲法21条1項）に鑑み不相当であるのみならず、適正手続保障（日本国憲法31条）に関わる同協会「懲戒に関する規則」12条1項に違反するもの（規程不遵守）でありますので、私は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」27条以下の監督措置を請願します。

なお、上記の詳細につきましては、日置氏代理人弁護士が提出した令和7年6月30日付異議申立書に記載されていると聞いています。

（署名日）令和7年 月 日

（住所）

（氏名）

（注意事項）協会の監督官庁に対する請願は、日本国憲法16条で保障された重要な人権であり、これを受けた請願法6条には、適法な請願を受けた監督官庁は、「これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定されていますので、請願書に記入をする方は、内容を理解した上で、自己の意思に基づいて記入してください。

日置氏代理人弁護士が提出した令和7年6月30日付異議申立書を確認したい方は、ほの国法律事務所の飯田稔弁護士に電子メールを送付の上で確認を行ってください（m-iida@honokuni-law.com）。

なお、会社等の法人も請願をすることができますので、法人が請願をする場合は、法人所在地と法人名を記入してください。

※請願書の提出方法

記入した請願書（１枚目のみ）を、ご自身で、あるいは他の方の分と一緒に下記へ郵送等する。

記

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣総理大臣殿

※請願書の提出期限

法律上、提出期限はありません。